

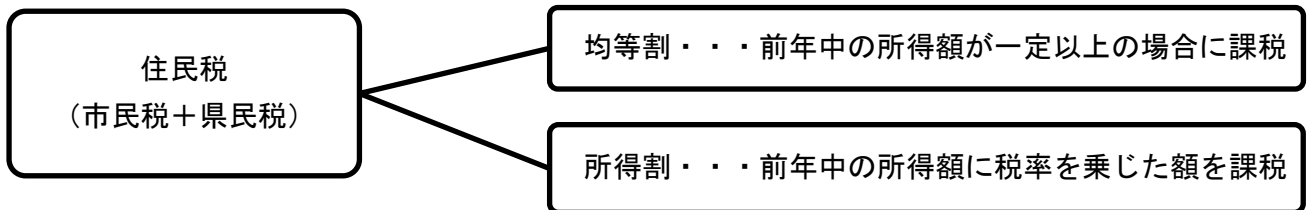
住民税のしおり

税金には、大きく分けて国税(国に納める税金)と地方税(地方に納める税金)の2種類あります。地方税の中で、その地域の行政にかかわる費用を住民に広く分担していただくため、所得に対して課税する市民税と県民税を合わせて「住民税」と呼んでいます。このしおりでは、住民税の課税の対象となる人や計算方法について説明します。

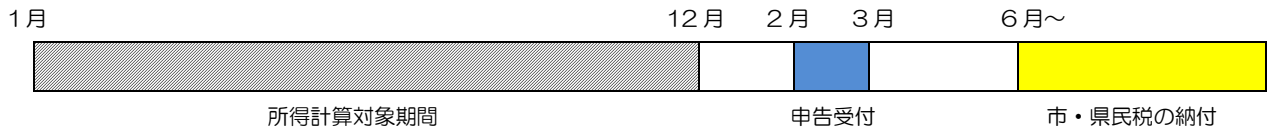


1. 住民税の構成としくみ

住民税は、税金を負担する能力のある人に課税するもので、均等額で負担いただく「均等割」と各々の所得金額に応じた「所得割」とで構成されています。



住民税は原則、1月1日現在で住民登録のある市区町村から前年分の所得をもとに課税されます。下図のように、前年1月から12月までの所得について2月中旬から3月中旬にかけて申告を受け付け、税額を決定し現年6月から納付していただきます。



! 住民税(地方)と所得税(国)で課税対象期間の表現が異なります。
例: 令和元年中の所得に関する課税 → 住民税では「令和2年度」、所得税は「令和元年年分」

2. 課税計算の流れ

住民税の均等割と所得割は、以下のように算出されます。

▼均等割

一律 6,000円

内訳: 市民税年額 3,500円
県民税年額 2,500円
※県民税には森林湖沼環境税として1,000円を含む

▼所得割

収入

経費差引 (⇒2ページへ)

所得

所得控除 (⇒3ページへ)

課税所得

税率乗算 (市民税6%・県民税4%)

※分離課税分は税率が異なります

所得割額

税額控除 (⇒4ページへ)

3. 収入から所得を計算する

1 ページの所得割の説明にあるように、所得割の計算では前年の1月1日から12月31日までの年間収入に直接税率をかけるのではなく、必要経費を差引いていったん所得に置き換える作業をします。所得は10種類に区分され、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。なお、収入が給与や公的年金の人は経費を積み上げるのではなく、次の表により所得金額を求めます。

■給与所得の所得計算

収入	所得
65万1千円未満	0円
65万1千円～161万9千円未満	収入－65万円
161万9千円～162万円未満	96万9千円
162万円～162万2千円未満	97万円
162万2千円～162万4千円未満	97万2千円
162万4千円～162万8千円未満	97万4千円
162万8千円～180万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て) A×2.4
180万円～360万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て) A×2.8－18万円
360万円～660万円未満	収入÷4＝A(千円未満切捨て) A×3.2－54万円
660万円～1千万円未満	収入×90%－120万円
1千万円以上～	収入－220万円

給与額から所得が計算できる早見表です

❓ 例1：サラリーマンで前年の収入が300万円の人の所得

⇒ 300万円÷4＝75万円 75万円×2.8－18万円＝192万円
よって所得は192万円となります。

■公的年金等雑所得の所得計算

▼65歳未満の人（昭和30年1月2日以降生まれ）

公的年金等の収入	公的年金等の所得
130万円未満	収入－70万円
130万円以上～410万円未満	収入×75%－37万5千円
410万円以上～770万円未満	収入×85%－78万5千円
770万円以上～	収入×95%－155万5千円

▼65歳以上の人（昭和30年1月1日以前生まれ）

公的年金等の収入金額	公的年金等の所得額
330万円未満	収入－120万円
330万円以上～410万円未満	収入×75%－37万5千円
410万円以上～770万円未満	収入×85%－78万5千円
770万円以上～	収入×95%－155万5千円

こちらは年金額から所得が計算できます

❓ 例2：70歳で前年の年金収入が150万円の人の所得

⇒ 150万円－120万円＝30万円
よって所得は30万円です。

4. 所得から控除できるもの

所得控除は、納税者の配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる出費などの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担となるよう所得金額から差し引くものです。控除の額が大きくなるほど住民税の負担は軽くなります。

(1) 人的控除

控除の種類		所得税から控除できる額	住民税から控除できる額
障害者控除	普通	27万円	26万円
	特別	40万円	30万円
	同居特別	75万円	53万円
寡婦控除	一般	27万円	26万円
	特別	35万円	30万円
寡夫控除	-	27万円	26万円
勤労学生控除	-	27万円	26万円
※1 扶養控除	一般	38万円	33万円
	特定（19歳以上23歳未満）	63万円	45万円
	老人（70歳以上）	48万円	38万円
	同居老親（70歳以上・同居）	58万円	45万円
※1※2 配偶者控除	一般	38万円	33万円
	老人（70歳以上）	48万円	38万円
※2 配偶特別控除	配偶者の合計所得金額	85万円以下	38万円
		85万円超～90万円以下	36万円
		90万円超～95万円以下	31万円
		95万円超～100万円以下	26万円
		100万円超～105万円以下	21万円
		105万円超～110万円以下	16万円
		110万円超～115万円以下	11万円
		115万円超～120万円以下	6万円
		120万円超～123万円以下	3万円
		123万円超	なし
基礎控除	-	38万円	33万円

〔注意〕
納税義務者本人の所得が900万円以下の場合の控除額です。

※1 被扶養者（配偶者）の合計所得金額が38万円以下であること。控除対象者の年齢は前年12月31日時点（令和2年度住民税は令和元年12月31日）が基準

※2 配偶者控除及び配偶者特別控除は平成30年分から改正。表は納税義務者本人の所得が900万円以下の場合

▼住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成11年から平成18年、または平成21年から令和2年までに
入居し所得税の住宅ローン控除の適用を受ける人で、所得税から
控除しきれなかった（所得税額を控除可能額が上回る）場合、
翌年度の所得割から控除されます。



▼配当控除

株式の配当などの配当所得は、その金額に配当控除率を乗じた額が所得割額から控除
されます（ただし配当所得について申告分離課税を選択した場合は適用されません）。

▼寄附金税額控除

都道府県・市町村等に対する寄附は、2,000円を超えた部分が所得割額から控除されます。

控除外	控除額	（ふるさと納税のみ追加適用）	
適用下限額 2,000円	①基本控除額	②特例控除額	③申告特例控除

■控除額の計算

- ①基本控除額：（寄附金－2,000円）×10% ※総所得の30%が限度
⇒ふるさと納税の場合、控除額は①と②と③の合計額
- ②特例控除額：（寄附金－2,000円）×（90%－寄附者に適用の所得税率×1.021）
※所得割額の2割が限度

③申告特例控除

ワンストップ特例制度（注・下記）の場合
申告特例控除：②特例控除額×所得区分に
応じた一定の割合（右表参照）

※確定申告の場合は③が所得税から控除

課税総所得金額 （人的控除差調整後）	割合
195万円以下	5.105/84.895
195万円超 330万円以下	10.21/79.79
330万円超 695万円以下	20.42/69.58
695万円超 900万円以下	23.483/66.517
900万円超	33.693/56.307

！ 「ワンストップ特例制度」について

ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした際に確定申告をせずに
寄附金控除が受けられる制度です。特例を受ける場合には、寄附先の
自治体へ寄附金税額控除等に係る申告特例申請書の提出が必要となるほ
か、「確定申告や住民税申告を要しない人」「寄附先自治体が5団体まで
の人」が条件となります。

！ ふるさと納税制度の見直しについて

令和元年6月1日から、ふるさと納税（特例控除部分）の
対象となるのは総務大臣が指定した地方公共団体のみです。
このため指定対象外の団体に対する寄附に特例控除部分の
適用はありません（基本控除及び所得税所得控除のみ）。

6. 納税の方法について

住民税の納税方法として、給与や年金から天引きとなる給与特別徴収や年金特別徴収、個人が現金や口座からの引き落としで納付する普通徴収があります。

◆納付方法と時期（給与特別徴収・公的年金特別徴収・普通徴収）

	年	令和元年										令和2年				
	納める月	平成31年														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
①	給与特別徴収 (給与天引き)									年12回						
		1回あたり年税額の1/12														
②	年金特別徴収 (年金天引き)	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収				
		前年度の公的年金等所得に係る住民税額の半分の額を3回に分けて徴収						(当該年税額－仮徴収額)を3回で天引き								
③	普通徴収		第1期		第2期		第3期		第4期							
			年税額の1/4		年税額の1/4		年税額の1/4		年税額の1/4							

▼給与特別徴収（表の①）

給与所得者の住民税は、特別徴収額通知書により市から給与の支払者を通じて通知されます。給与の支払者が、毎月の給与支払いの際に税金を天引きし、翌月10日までに市に納入（6月から翌年5月までの12か月で徴収）します。これを給与特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。

？ ～年の途中で勤め先を退職した場合～

毎月の給与から住民税を特別徴収されていた納税者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は特別徴収ができません。この場合、「新しい会社に再就職し引き続き特別徴収されることを申し出た場合」や「残りの税額を一括で特別徴収する場合」を除き、普通徴収（後述）により自ら納付いただくこととなります。

▼公的年金特別徴収（表の②）

公的年金特別徴収（年金天引き）は、4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者が対象者です。特別徴収されるのは年金所得部分から計算された個人住民税であり、給与所得や事業所得などに係る住民税は別途徴収されます。なお、公的年金特別徴収対象者であっても、以下の項目に該当する人は対象になりません。

- 当該年度の公的年金が18万円に満たない人
- 特別徴収税額が公的年金の年額を超える人
- 介護保険料の特別徴収対象被保険者でない人
- 年度途中で年税額に変更があった人



？ 年金特別徴収を新たに開始する人は…

年金特別徴収への切替（天引き開始）が10月からとなるため、年税額の半分を普通徴収で納付いただきます。

？ 特別徴収が継続される人は…

4、6、8月の年金で天引きされる分を仮徴収といい、昨年の年金特別徴収税額の半分を3回に分けて天引きします。また、10、12、翌2月における天引き分を本徴収といい、1年間の税額から仮徴収税額を引いた残りの税額を3回に分けて天引きします。

▼普通徴収（表の③）

納税通知書により市から納税者に通知されます。年4回の納期に分けて現金または口座からの引き落としにより納税していただきます。

※均等割のみの場合は第1期で納付、千円未満の端数も1期目に計上します。なお納付の期限は納付月の月末です。

7. よくあるご質問（Q&A）

Q1 年金から税金が天引きされているが別に納付書が届いた。二重に課税されていませんか？

A1 まず、税金の納付方法は大きく2つあり、納付書や口座からの引き落としにより個人が納める「普通徴収」と、年金や給与からあらかじめ差し引いて（天引きして）年金事務所や事業所が納める「特別徴収」があります。

また所得にはさまざまな種類があり、納付方法や納付するタイミングが異なります。

年金収入のみの場合であれば、原則特別徴収されますが（年金天引きの対象となる税額は、その公的年金の所得に対する住民税のみ）、さらに不動産や譲渡などその他の収入がある場合、その税額分を普通徴収でお納めいただくことがありますので、通知された課税内容をよくご確認願います。

Q2 勤め先から、令和2年度の課税証明書を提出するように言われました。市役所に行けばすぐ発行されますか？

A2 課税（非課税）証明書とは、前年中の所得や税額、扶養人数等を表した証明のことで、申告を受けてから課税内容の決定まで時間を要するため、新年度分は同年4月ではなく6月からの発行が通例です（令和2年度課税証明は令和2年6月1日から取得できます）。それまでは前年度分までしか発行できませんので必要とする「年度」をよくご確認ください。

なお、「前年は収入がなく、扶養にとられているので申告はしていない」という方は、非課税証明は取得できますが所得の欄には額が記載されません。提出先から所得が分かるものと言われた場合は前年の収入が0円であったことの申告を先に行う必要があります。

Q3 住民税のかからない範囲で働きたいが、いくらまで大丈夫？

A3 均等割・所得割ともにかからない、非課税であるための限度は「所得が32万円まで」です。

この「所得32万円」を収入で考えれば、給与のみであれば97万円まで(65万円を引ける)、65歳以上で年金のみなら152万円まで(120万円を引ける)がその目安となります。

この限度額は扶養人数が多いほど拡大します(「32万円×(扶養者数+1)+18.9万円」で計算)。また、障がい者(本人が障害者控除に該当)、未成年者、寡婦・寡夫は、所得125万円まで課税されません。

※令和元年中における収入・所得の計算例です。



■主なお問い合わせ先

住民税や軽自動車税、 税証明に関すること	古河市役所市民税課 (古河庁舎)	電 話	0280-22-5111
		F A X	0280-22-5568
所得税や相続税、 贈与税等に関すること	古河税務署	電 話	0280-32-4161 (音声案内)
		F A X	0280-32-2866
自動車税等に 関すること	筑西県税事務所	電 話	0296-24-9183
		F A X	0296-25-0650
公的年金に関すること	日本年金機構 下館年金事務所	電 話	0296-25-0834
			0570-05-1165 (ナビダイヤル)

2020年6月 古河市役所市民税課